



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

ページ

○ 監査公表

監査公表第16号 1
監査公表第17号 4

監 査 公 表

和歌山県監査公表第16号

平成25年3月11日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年7月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 岸 本 健
和歌山県監査委員 森 礼 子

1 子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約1,541万円となっており、前年度末に比し約121万円増加している。 今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促状の発付に加え、文書や電話による催告、自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図りたい。</p>	<p>注意事項 (1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、近年の不況等による失職者の増加等により非常に厳しい状況にある。 このため、現年度、過年度にかかわらず、納付義務者を ア 生活困窮や転居先不明等により回収が非常に困難となっているケース イ 分納中で完納が見込めるケース ウ 分納中であるが、完納に至らないケース 等に仕分け、個別具体的な事情とも照らし合わせながら訪問徴収や電話督促による未収金の徴収に努め滞納整理を進めている。 具体的には、平成24年度決算時の滞納繰越者87名について、平成25年3月末現在、完納となった者は10名、分納中の者が11名、交渉中の者が66名という状況であった。 平成23年度末の未収金については、前年度末に比べ121万円増加しているが、これは、平成22年度の不納欠損処理額が2,728,280円であったのに対し、平成23年度の不納欠損処理額が57,300円と大幅に減ったことにある。これは、時効が成立しないよう、分納及び納付誓約書を徴収するなど粘り強く交渉し、時効の中断に努めた結果である。 今年度は、夜間・休日訪問や納入義務者の勤務先を訪問するなど、センターを挙げて徴収事務の一層の強化を図っており、今後とも未収金の縮減を図るべく対処していく。</p>

- (2) 扶助費（婦人科健康診断）の支出において、支出負担行為として整理する時期が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。
- (3) 集中調達物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (4) 備品購入費に係る支出負担行為の決裁が、総務事務集中課に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
- (5) 代表者印及び代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例が2件あったので、適正に処理されたい。
- (6) 近畿地方整備局の護岸工事に伴う駐車場代替場所確保及び点検用階段の設置について、行政財産の目的外使用許可を与えているが、地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）により所長が専決できる事項に該当しないので、適正に処理されたい。
- (7) 進入路敷地内に電話柱が設置されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていない。
また、同敷地内に設置された電柱に通信ケーブルが共架されているが、同許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

検討事項

- (1) 鉄骨造りの身体障害者福祉工場等の設置について、敷地の一部を社会福祉法人に対し行政財産の目的外使用許可を与え利用させているが、当該施設は、長期にわたり使用されるものであり、当該土地を公用又は公共用に供する計画がないのであれば、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として貸し付けることが適当であるので検討されたい。
- (2) 市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

- (2) 扶助費（婦人科健康診断）支出における支出負担行為として整理する時期については、予備監査終了後、適正に処理を行っている。
- (3) 集中調達物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものについては、予備監査終了後、適正に処理を行っている。
- (4) 備品購入費に係る支出負担行為の決裁が、総務事務集中課に合議されていなかったことについては、予備監査終了後、適正に処理を行っている。
- (5) 代表者印及び代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたことについては、予備監査終了後、適正に処理を行っている。
- (6) 所長専決事項に該当しない行政財産の目的外使用許可（駐車場代替場所確保及び点検用階段の設置）については、予備監査終了後、適正に処理を行っている。
- (7) 行政財産の目的外使用許可手続を行っていなかった進入路敷地内の電話柱の設置及び電柱への通信ケーブル共架について、西日本電信電話株式会社に指導した結果、使用許可申請書の提出があり、平成25年1月16日付けで許可を行った。

検討事項

- (1) 指摘を受けた件については、主管課と協議の上検討を行う。
- (2) 市道から県施設に至る約300mの進入路については、主管課のほか和歌山市等関係機関と協議の上検討を行う。

2 公営競技事務所

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成23年度末における未収額は約2億円となっている。 引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。 (2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和36年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。 (3) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。 (4) 集中調達に係る消耗品の納品受付において、納品書を受領していない事例があったので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて、接触を図って弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。 (2) 複数人による四半期ごとの現物確認について、適正に処理するよう職員に徹底した。 (3) 再度確認したところ、平成22年度に平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用許可手続が適正に処理されていた。 (4) 業者から納品書の提出がない場合は催促し、適正に処理するよう職員に徹底した。

<p>通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 和歌山競輪場管理条例施行規則（昭和25年和歌山県規則第43号）において、売店の使用料を1競輪開催期間単位で設定しているが、開催日数が異なる場合があるので、基準となる開催日数を明確にし、同日数に満たない場合や超過する場合の使用料を検討するとともに同規則に定めのない多目的ホール及び新聞販売台等について、使用料の設定等を検討されたい。</p>	<p>検討事項 売店使用料については、基準となる開催日数、同日数に満たない場合及び超過する場合の使用料について規則改正を行い明記した。 多目的ホール及び新聞販売台等の使用料については、金額の根拠を調査中である。</p>
---	---

3 工業技術センター

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 複数人による四半期ごとの現物確認をすることで適正に処理していく。</p>

4 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の収入未済額は、平成23年度末で約2,700万円となっていたが、不納欠損処分により、平成24年9月末では、未収金額は約845万円となっている。 今後も、未納者の現状を把握し、港湾使用料等の未収金対策マニュアルに基づき適切な債権管理に努められたい。 (2) 和歌山下津港陸こう修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 引き続き、未納者の現状を把握し、港湾使用料等の未収金対策マニュアルに基づき適切な債権管理に努めていく。 (2) 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日出第1号）第109条第1項に基づき、一人の見積書で足りるか否かの判断を慎重に行い、適正に処理していく。</p>

5 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 平成25年1月30日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 集中調達外物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。 (2) 単価契約（台帳扱い）集中調達物品の調達及び支払事務において、物品調達システムの操作誤りなどにより燃料費を重複して支払った事例があったので、今後、このようなことのないよう適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 当該納品書に受付印及び個人印を押印し、処理した。今後は押印漏れのないよう納品時に、受け取る職員及び副所長が確認する措置を講じた。 (2) 単価契約（台帳扱い）集中調達物品に係る物品調達システムへのデータ入力に当たっては、農林水産総務課と暖地園芸センターとの間で、内容の確認を徹底するよう措置を講じた。</p>

6 畜産試験場

監査実施年月日 平成25年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>家畜糞尿処理施設管理業務委託契約において、契約書に放流水の水質検査の実施時期及び検査項目を明記しているが、実施時期については遅延しており、検査項目については一部が実施されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>委託契約の内容については、年度当初に副場長及び部長等、複数の職員でその内容を確認し、検査時期及び項目が適正に実施されるようにチェック体制を整備した。さらに、検査後についても、検査結果を供覧して検査結果内容を共有することとした。</p>

7 林業試験場

監査実施年月日 平成25年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 地下タンクを廃止し、付帯設備の一部を撤去しているが、和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)第17条に基づく用途廃止の手続を行っていないため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 機械室の付帯設備の一部である地下タンクについて、和歌山県公有財産事務規程に基づき用途廃止手続を行い、普通財産に登録した。</p> <p>(2) 共架している2者に対して行政財産使用許可申請書の提出指導を行い、申請に基づき目的外使用許可手続を行った。</p>

8 水産試験場

監査実施年月日 平成25年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>養殖作業船のプロペラ取替修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後、類似事案について、二人以上の者から見積書を徴取するよう職員に指導を行った。</p>

和歌山県監査公表第17号

平成25年3月11日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年7月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 札 子

1 社団法人和歌山県私学振興基金協会

監査実施年月日 平成25年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>主要事業の資金貸付けについて、書面による手続がなされていないものがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>理事長の承認書を作成し、適正に処理を行った。</p>

2 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 平成25年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、平成23年度末で1億9,197万円となっており、前年度末に比べ約331万円増加している。
今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、支払督促や連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。
- (2) レセプト院内審査支援システム用ソフトウェア使用許諾及び保守契約等において、契約期間に自動更新条件を付し、翌年度まで契約期間が延長されていたので、公立大学法人和歌山県立医科大学長期継続契約実施要領に基づき適正に処理されたい。
- (3) 三葛キャンパスの建物内に自動販売機を4台設置するため、固定資産の貸付けを行い、公立大学法人和歌山県立医科大学諸料金規程（平成18年和医大規程第31号）に基づき使用料を徴収しているが、消費税相当分の加算を行っていないので、適正に処理されたい。
- (4) 業務委託契約において、契約保証金を免除しているものがあるが、免除申請書が提出されていないものや申請書に不備のあるものにより免除していたので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 正職員のほか未収金対策専任職員を配置し、随時、電話、文書及び訪問による督促を行うとともに、一括納付が困難な患者に対しては分割相談に応じる等、債権の確実な回収に努めている。その結果、平成23年度末、未収金1億9,197万円のうち平成25年3月末現在で、3,219万円を回収した。
さらに、未収金の発生を防止するため、地域連携室や病棟と連絡を密にし、患者の経済状況を把握した上で、支払困難な者には高額現物給付制度や公費による救済制度を紹介する等の取組を積極的に行っている。また、既に時効を迎えている債権で回収が困難なものについては、資料を整備した上で貸倒損失の整理を進めている。
- (2) 契約の相手側に自動更新をしない旨の申出を行い、平成25年度から契約期間を単年度とする契約を締結した。
- (3) 土地、建物の使用料については、公立大学法人和歌山県立医科大学諸料金規程第3条第1項第5号にある別表第5に基づき徴収することとなっているが、その際非課税とされるもの以外については、別表により算定した額に100分の105を乗じて得た額を徴収することとなっており、今後このようなことがないように適正に処理することとする。
- (4) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年和医大規程第22号）第32条により免除の基準を定めているが、同条第3号に規定する競争入札の参加資格を有する者で、過去2年間に、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない者であるかどうかについては、公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札実施要領第13条第1項に基づき契約保証金免除申請書及び関係書類を提出いただいた上で内容の審査を行い、免除の要件を満たしていない場合については、同条第2項に基づき受理しないよう徹底することとする。

3 公益財団法人わかやま産業振興財団

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 設備貸与事業等に係る未収金については、平成23年度末で約1億9,061万円あり、前年度末に比し約60万円減少したが、依然として多額である。 今後も引き続き、未収金の回収に向け努力されたい。</p> <p>検討事項 長期借入金及び重要な財産の処分及び取得に関しては、財務会計上の重要事項であり、会計規程及び理事会運営規程でそれぞれ定められているが、法人の定款においても、記載するよう検討されたい。</p>	<p>注意事項 設備貸与事業等に係る未収金については、依然として多額の未収金が存在するので、財団の最重要事項として一層の適正な管理に取り組むよう指導し、債務者本人はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、法的な回収を含めた積極的な折衝に取り組んでいるところである。</p> <p>検討事項 長期借入金及び重要な財産処分及び取得については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）で理事会の権限とされており、これに基づき定款、会計規程及び理事会運営規程に規定されている。 財団としては、本件が財務会計上の重要事項であると</p>

の見解のもと、今後とも定款及び関係規程に基づき適正に業務を処理していく。

4 公益財団法人和歌山県栽培漁業協会

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成24年度から公益財団法人に移行しているが、会計処理規程等の定めがないので、早期に整備されたい。</p>	<p>注意事項 会計規程を早期に整備する。</p>

5 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成25年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。 (2) 平成23年度における宅地分譲等の販売実績は、岸宮サニータウン1区画及び西庄・夢タウン2区画の合計3区画の宅地分譲を行っているが、経営改善計画で定めた平成25年度の完売に向け、残り16区画の保有土地の分譲に努められたい。 (3) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成23年度末の収入未済額は、約1億3,418万円であり、前年度末に比し約1,396万円減少しているが、引き続き、県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 道路敷等の公共施設の移管について、地元自治会及び和歌山市との協議を積極的に行っているが、今後も早期に移管できるように努める。 (2) 分譲宅地の販売促進について、紹介制度の活用や新聞折込チラシ等の広告宣伝等を積極的に行っている。木ノ本ニュータウンについては3区画を完売した。残りの区画についても早期完売に努める。 (3) 県営住宅使用料の未収金の縮減に取り組んだ結果、平成24年度4月末時点で徴収率は87.06%となり、前年同期の86.98%を上回ることができた。 今後「家賃滞納整理方針」に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者に対しては早期に納付指導に取り組む。</p>

6 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

（和歌山県植物公園緑化センター及び和歌山県立森林公園根来山げんきの森指定管理者）

監査実施年月日 平成25年1月30日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 苗木などの展示販売目的で指定管理者以外の団体が施設利用を行う際、指定管理者が使用を許可し条例に規定のない料金を収受している事例があったので、許可の方法や料金の設定について森林整備課と協議の上、適切に処理されたい。 (2) 所管課（森林整備課）に対する注意事項 苗木などの展示販売目的で指定管理者以外の団体が施設利用を行う際、指定管理者が使用を許可し条例に規定のない料金を収受している事例があったので、許可の方法や料金の設定について適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 (1) 指定管理期間中に指定管理料で取得した備品等については、基本協定書では指示されていないが、県への報告や管理台帳への記載が必要であると考えため、森林整備課と協議の上、その取扱いを検討さ</p>	<p>注意事項 (1) 及び (2) 条例に定める料金の上限の範囲内で、苗木などの展示販売目的で施設の利用を行う場合の料金を利用料金表に明記し、料金の収受を行うこととした。</p> <p>検討事項 (1) 及び (2) 平成23年度、平成24年度に指定管理委託料で購入した備品について森林整備課宛て報告させるとともに、今後指定管理期間中に取得した備品については、毎年度完了後に森林整備課へ報告することとした。また当該報告後、指定管理者が報告した</p>

りたい。

(2) 所管課（森林整備課）に対する検討事項

指定管理期間中に指定管理料で取得した備品等については、県に帰属すると考えるため、基本協定書への記載、県への台帳への登載時期等その取扱いを検討されたい。

備品の台帳等への登録を行うこととした。